

関東地方整備局管内 工事事故事例 【平成30年度1月期】



関東地方整備局
企画部 技術調査課

■工事事故発生状況

平成31年1月期(1/1～31)までに、関東地方整備局発注工事において**4件**の工事事故が発生。

	1月発生件数	累計件数
平成30年度	4 件	47 件
平成29年度	4 件	49 件

本資料においては、発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

平成31年1月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 バックホウが移動中に前を横切った作業員が足を轆かれ、重傷

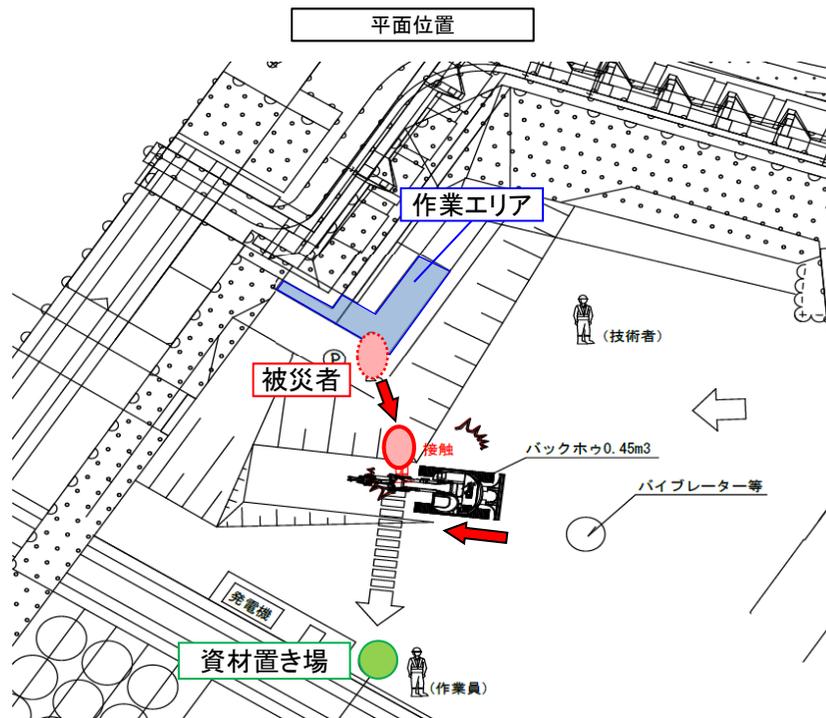
工事種別	一般土木工事	事故発生日	平成31年1月21日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	------------	------	----

■事故概要

労働災害 - 建設機械の稼働に関連した人身事故

- ・ 資材置き場に向けてバックホウが移動している際、作業エリアから斜面を上ってきた作業員がバックホウが動いていることに気が付かず、前を横切ろうとしたところ、右側のクローラー前部に両足が巻き込まれ、負傷した。作業員は両足を切断する重傷。

■事故発生状況



<事故内容>

- ① コンクリート打設後、パイプレーター等の資材を片付ける。
- ② 被災者は、差し筋をとりに向かう。
- ③ バックホウは、養生材をとりに約3～4m程度前進する。
- ④ バックホウの右側クローラー前部に巻き込まれる。

事故発生状況



掘削斜面下の作業エリアから資材を取りに行くため、移動。動いているバックホウの前を横切ろうとした際に接触。

平成31年1月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 バックホウが移動中に前を横切った作業員が足を轢かれ、重傷

発生要因

○重機との接触防止措置の未実施

重機作業範囲の明示が無く、安全通路や昇降階段も設置されていなかった。
このため、被災者は安易にバックホウ稼働範囲に立ち入り、進行方向前方を横切ろうとした。

○誘導員の配置や停止合図の設定不足

重機の死角となる範囲があったにも関わらず、誘導員や監視員が配置されておらず、停止合図等も定められていなかった。

◆本来ならば・・・

- ・重機の稼働範囲を明示するか、安全通路を確保するなど、重機稼働範囲に作業員が立ち入らない措置をすべきであった。
- ・やむを得ず、重機の稼働範囲に作業員が立ち入る場合は、合図者や誘導員を配置し、合図による停止・稼働の実施を徹底すべきであった。

↳ 関係法令等：労働安全衛生法 第23条、第29条、第31条
土木工事安全施工技術指針 第4章 第2節 建設機械の運用

再発防止策

○立ち入り禁止措置の徹底

重機の稼働範囲を明示し、重機稼働中の作業員の立ち入り禁止を徹底するほか、安全通路を整備し、作業エリアと区別し接触を防止する。

○監視員の配置、合図徹底

重機作業の監視員を1名配置し、合図に基づく作業を徹底する。